

鳥取県告示第 514 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定に基づき、伯耆町が行う土地改良事業(元気な地域づくり交付金事業(基盤整備促進)金屋谷地区 農業用排水施設)について、平成 19 年 5 月 29 日に同意したので、同法第 96 条の 2 第 7 項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 8 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊